

消防局不祥事防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の不祥事を防止するため、消防局不祥事防止対策検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、消防局における不祥事防止の推進のため、次の各号の事務を所掌する。

- (1) 消防局全体で取り組むべき不祥事防止に関すること。
- (2) その他不祥事防止の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

別表

委員長	局長
委員	部長 所属長